

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から同年12月まで
申立期間当時、私は結婚してA市に住所を有していた。

年金の記録を確認したところ、昭和47年7月の1か月間と同年10月から同年12月までの3か月間の国民年金保険料が未納であることが判明した。同年7月の保険料は、出産のため一時帰郷していた際、夫か実母が役場に行き納付したもので、郷里のB町役場の被保険者納付名簿で納付の事実が確認されたことにより記録が訂正されたが、同年10月から同年12月までについては、国民年金手帳に検認印も無いことから納付事実は確認できないと言われた。

しかし、国民年金手帳では、昭和47年8月と48年1月及び同年2月の国民年金保険料については、検認印も無いのに社会保険庁の記録の上では納付済みとされている。同年2月23日に、47年10月から48年3月までの6か月分の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立人は、「二十歳を過ぎて厚生年金保険の適用事業所を退職後、母親に促されて国民年金の加入手続を行った。」と述べ、昭和45年9月の結婚後も国民年金保険料の納付を続けており、47年6月に出産のためB町に帰郷した際には住所移転手続を行って、B町役場で同年7月の1か月分の国民年金保険料を納付するなど、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間に係る国民年金保険料は現年度保険料であり、申立人

がこれを同年度内である昭和 48 年 2 月 23 日に、申立期間を含めた半年分をまとめて納付したとする申立内容に不自然さはみられず、納付したとする半年分の金額も当時の国民年金保険料の額と一致している。

さらに、申立人の夫は申立期間当時、C 株式会社に勤務しており、申立人の国民年金保険料を納付することができない特別な事情は無かったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から同年8月まで

私は、平成2年5月に有限会社Aを退職したが、次に自分に適した仕事が見付かるかどうか分からなかったので、速やかに国民年金の再加入手続をし、国民年金保険料をB町役場（現在は、C市D支所。以下同じ。）の窓口で毎月納付してきた。

平成2年8月までの国民年金保険料を納付したにもかかわらず、年金記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金被保険者期間にあっては国民年金保険料を完納しており、平成6年8月に厚生年金保険適用事業所を退職後の1か月間であっても国民年金に加入し国民年金保険料を納付するなど、申立人の国民年金への加入意識及び国民年金保険料の納付意識は相当高かったことが推認できる。

また、結婚後は申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、昭和36年4月から加入可能期間満了の平成7年3月までの間の国民年金保険料はすべて納付済みである。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳の昭和41年1月から48年3月までの期間の検認記録欄には、同一日の検認印が押印されており、申立人の夫との納付行動の一致がうかがえる上、申立人の夫の国民年金保険料の納付日が確認できる昭和59年度から63年度までの期間及び平成3年度から6年度までの期間の国民年金保険料は、すべて納期限内に納付されていることが、国民年金保険料領収書及び社会保険庁のオンライン記

録から確認することができる。

加えて、申立期間当時に町役場において国民年金を担当していた者からは、国民年金資格取得日に窓口において国民年金保険料の納付書は直ちに発行する取扱いをしており、町役場の窓口及び指定金融機関において納付は可能であったとの証言が得られた。

その上、申立人によると申立期間当時の家計については、有限会社Aを退職直後でもあり、貯えもあったことから国民年金保険料が納付できない特別な事情は無かったと述べている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から同年12月まで

申立期間について、妻は国民年金保険料を納付して自分は国民年金保険料が未納とされているのはおかしい。

申立期間について、国民年金保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、婚姻後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の妻も、婚姻後は国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、A市において国民年金の加入手続と同時に出産直後の妻の国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更手続も行ったとするなど、国民年金の加入手続の記憶は明確であるとともに、申立期間の保険料の納付方法についても、夫婦二人分の保険料を、申立人自身がA市に納付するか、妻が出産後、外出ができるようになってからは、妻も納付することもあったと明確に記憶しているなど、申立内容の全般を通じて、特段不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年10月までの期間、54年2月及び同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年10月まで
② 昭和54年2月及び同年3月

昭和52年9月に、A株式会社が倒産した時に、同社の労働組合から「離職後、速やかに国民年金に加入するように。」と言われたことから、国民年金に加入している。

申立期間について妻は国民年金保険料を納付しているのに自分は保険料が未納とされているのはおかしい。

申立期間について、国民年金保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、A株式会社が倒産した際、同社の労働組合から「離職後、速やかに国民年金に加入するように。」と言われたことから、申立人がB区役所に行き、国民年金の加入手続を行ったとする国民年金の加入動機は明確であり、国民年金保険料の納付方法についても、申立人の妻が、申立人の分も含めて二人分を納付してくれたとしているところ、申立人の妻の国民年金保険料はすべて納付されているものとなっている。

さらに、夫婦が国民年金に加入している期間については、夫婦いずれの国民年金保険料も納付されていることから、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがわれるとともに、申立期間のみ申立人の国民年金保険料が納付されていなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和61年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月31日から同年8月1日まで

昭和60年8月から61年7月末まで、A株式会社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録では資格喪失日が同年8月1日ではなく同年7月31日になっていた。

申立期間当時の給与明細書を保管しており、昭和61年8月分として健康保険料及び厚生年金保険料の控除が確認でき、厚生年金保険の資格喪失として同年8月1日に国民年金の加入手続をB区役所で行った。

昭和61年7月末日で退職し同年8月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、同年7月31日の資格喪失日を同年8月1日に訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、A株式会社に昭和60年8月23日から勤務し申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

また、申立人は昭和61年8月以降、雇用形態の変更により契約社員となったが、給与明細書の記載内容からも同年7月31日まで勤務していたことが確認でき、同年7月30日に退職したとの同社の事務処理は不合理と考えられる。

さらに、同時期に勤務していた同僚の証言から申立人が申立期間以降も

数か月間にわたり勤務していたことが確認できる。

加えて、その同僚の厚生年金保険の加入記録も、同社における資格喪失の時期が月末で処理されていることも確認でき、同社の資格喪失の時期の決定について何らかの事情がうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 61 年 8 月分の給与明細書で確認できる報酬額及び厚生年金保険料の控除額並びに社会保険事務所の記録から 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、納付の事実を確認できる資料は存在しないこと、及び A 株式会社に係る申立人の厚生年金保険の被保険者期間と雇用保険の被保険者期間が同一であり、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同一の資格喪失日の記録をしたとは考え難いことから、事業主が昭和 61 年 7 月 31 日を資格喪失日として届けその結果社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 5 月までの期間及び 60 年 8 月から平成 4 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から 60 年 5 月まで
② 昭和 60 年 8 月から平成 4 年 1 月まで

私は、昭和 59 年 1 月から 60 年 5 月まで A 店で働き、同年 6 月から同年 7 月までは B で勤務（厚生年金保険加入）していた。その後、同年 8 月から平成 3 年 12 月まで C 市と賃貸契約を交わし、C 市の市場内で食堂を経営していた。

申立期間①については納付していたかどうか記憶が無いが、申立期間②については市場内の D 信用組合（現在は、E 信用組合）で、C 市に納める家賃などと一緒に国民年金保険料を納付していた。

年金記録を確認したところ、申請免除の記録があるとのことだが、私は、申請免除の手続をした記憶は無い。結婚により姓が変わっており、読み間違いも考えられるので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①について、申立人は「分からなければ分からないでよい。」とし、納付方法や納付場所などについて、なんら具体的な供述がなされず、周辺事情を見いだすことができなかった。

さらに、申立期間②について、E 信用組合に申立期間当時の払込記録について照会を行ったところ、「当該取引は、事業譲受した D 信用組合のものであり、譲受した資料を調査したが、発見できなかった。」との回答があり、申立人の主張する納付事実について確認することができなかったほか、納付金額に係る申立人の記憶も不明である。

加えて、申立期間は合計 95 か月の長期間に及び、このうち 80 か月は社

会保険庁の記録上、免除期間となっているが、申立人が当時居住していたF市及びC市の記録においても当該期間は免除期間となっており、この記録が不自然であることをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、氏名変更前後の姓等による検索を行ったが、該当する記録を確認することはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月ごろから同年 6 月ごろまで
② 昭和 43 年 8 月ごろから 44 年 2 月ごろまで

昭和 42 年 4 月から同年 6 月ごろまで勤務していた A 株式会社と 43 年 8 月ごろから 44 年 2 月ごろまで勤務していた B 株式会社の厚生年金保険の加入について調べたが加入の事実を確認できなかった。

厚生年金保険に加入していた証拠となる書類は何も無く、厚生年金保険料の控除についても記憶は定かでないが、A 株式会社では、製造作業で正社員として勤務し、B 株式会社でも、トラック運転手で正社員として勤務していた。

B 株式会社に入社して退社する時、C 氏が勤務しており、業務内容も処遇も同じだった。C 氏に厚生年金保険の加入記録があることを聞き、私には加入記録が無いことに納得できない。A 株式会社も同様に加入記録が漏れていると思うので、申立期間の厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 株式会社に勤務していたと述べているが、同社の申立人に係る人事記録等や雇用保険の被保険者資格取得の記録から申立人が勤務していたことは確認できず、同社から「臨時雇用と思われる。」旨の回答があり、同僚の氏名を詳細に覚えていないため申立てに係る周辺事情を確認することができない。

申立期間②について、申立人が B 株式会社のトラック運転手として勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から推認できるが、同僚は「自身の B 株式会社における厚生年金保険の加入記録が 2 年間程度欠落している。」と供述していることから、同社では何らかの理由により、申立期間に

において厚生年金保険に加入させなかったことがうかがえる。

また、同社は「事業所自体がB株式会社からD株式会社に替わり、関係書類も保存期限経過のため既に処分しているため、当時の資料は無い。当時の厚生年金保険の加入状況や申立人の在籍の有無さえも分からない。」としており、事業主からは申立人の厚生年金保険料の控除に関する具体的な証言が得られない。

さらに、申立期間①のA株式会社及び申立期間②のB株式会社について社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 20 日から 4 年 10 月 ごろまで
A 市の株式会社 B に平成 3 年 2 月から 4 年の秋ごろまで勤務をした。

同社はビニール製品の加工をしており、私は 4 トントラックで製品の運搬や切断、回収等の業務に従事し、勤務時間は午前 8 時から午後 5 時まで、給与の支給は毎月 25 日で、手取りは 20 万円ぐらいだったことを覚えている。

平成 3 年の夏ごろ、製品の積荷作業中に転落して 6 か月程度入院し労災保険で治療した記憶があり、4 年の秋ごろには、同社の勤務期間が含まれているか定かではないが、180 日分の失業保険を受けた記憶もある。

過去に複数の日本名で勤務したが、同社では C という名前で勤務した。複数の日本名が存在するが、記憶に残らない曖昧な日本名は用いないし、これ以外の日本名を用いたことは無い。

申立期間について給与から保険料が控除されていたことを証明する給与明細書等の資料は無いが、申立期間の厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、株式会社 B において勤務していたことは同社の回答から推認できる。

しかし、申立人は当時同社で勤務していた同僚の氏名について詳細に覚えていないことから証言を得ることができず、申立てに係る周辺事情を見いだすことができない。

また、同社は、6 年から 7 年前に業務の縮小を行っており、現在の事業主から「当時の関係書類は既に処分しており、資料は残って無い。事業主も替わり当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答があり、事業主からは申立人の厚生年金保険料の控除に関する具体的な証言が得られない。

さらに、申立人が述べている申立期間に係る労災保険の受給の有無及び雇用保険の受給の有無について労働基準監督署、公共職業安定所に照会したが受給の記録は確認できない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月から33年3月まで

昭和30年3月に農機具製造販売会社のA社に就職し、33年3月までの約3年間、販売員として勤務した。

当時の給料は6,300円ぐらいで給与明細書は残っておらず、社会保険料の控除についての記憶は無い。その頃、通院していたが国民健康保険ではなかったと思う。

最近、自分で雇用保険について調べたが公共職業安定所に当時の記録は残っていなかった。勤務状況等は申立てのとおりであるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における勤務期間は特定できないが、事業主及び同僚からの申立人が勤務していたとする文書並びに当該事業所前で撮影された写真から勤務していたことは推認でき、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは申立期間前の昭和30年2月1日から同年3月1日までの厚生年金保険の加入期間が確認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについての記憶は曖昧である上、当該事業所の当時の事業主から、申立期間の状況について聴取したが、直接厚生年金保険の事務に関わっていないため詳細は確認できず、事務を担当していた者も既に亡くなっており、同僚についても所在が不明のため連絡がとれず、当時の状況等について証言を得ることができない。

また、当該事業所は昭和32年4月1日に一度厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の交代や従業員数が半分程度に減るなど大きな変化

があつたが、申立人の記憶は定かでない。

さらに、当該事業所は昭和 33 年 7 月 22 日に火災で全焼し、かつ同年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立てに係る事実を確認できる資料等の収集ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間②に係る船員保険被保険者記録については、訂正の必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 3 月 31 日から 19 年 11 月 4 日まで
② 昭和 22 年 3 月 29 日から同年 10 月 30 日まで
③ 昭和 22 年 10 月 31 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①について、退職金計算書のとおり昭和 17 年 10 月 4 日に株式会社 A に入社後、B 株式会社、C 株式会社及び D 株式会社（いずれも同一会社の名称変更で、現在は、株式会社 E）の船舶に乗船していた。

昭和 19 年 11 月 4 日に父が死亡したので、そのころまで乗船したという記憶は間違いないが、その当時の船員手帳は、乗船予定の船舶に残っていて何らかの理由で乗船しないまま出港し、当該船舶が海難に遭ったために滅失したので、船舶名は不明である。

申立期間②及び③について、終戦により復員後、昭和 21 年 11 月に、当時 D 株式会社に勤務していた近所の F 氏（故人）の紹介で再び D 株式会社の船舶に乗船することとなったが、船員手帳の船員保険関係欄に記載してある記録では、申立期間も船員保険となっているので、22 年 3 月 26 日の養子縁組によって姓が変更となった関係で、記録が不明となっているのではないかと思われる。

（注）申立人は、申立当初から病氣療養により入退院を繰り返しているとの申出により、四男から状況を聴取した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、昭和 22 年 3 月 29 日から同年 10 月 30 日までの期間が基礎年金番号に未統合となっている記録であることが判明し、既に社会保険庁において記録が訂正されたことが確認された。

一方、申立期間①及び③について、株式会社Eに対して、当時の船員の乗船記録、退職金計算書に係る乗船部分の記録等を照会したが、「同社本社が東京に移転した後、昭和60年ごろには漁業部門は廃止しており、その後も他社との合併等を経て、現在の株式会社Eとなったことから、戦時中のA株式会社、D株式会社時代の関係書類等は保存されていない。」との回答であった。

さらに、申立人は、「その当時の船員手帳は、乗船予定の船舶に残っていて何らかの理由で乗船しないまま出港し、当該船舶が海難に遭ったために滅失したので、船舶名は不明である。」と述べており、その後、当時はG丸へ乗船していたことを思い出したとの申出があったことから、申立期間②と同様に、再度、申立期間①及び③に係る船員保険記録の調査を行ったが、申立期間①についてはD株式会社、C株式会社での申立人に係る統合されていない新たな船員保険記録は確認できず、B株式会社及びG丸では、該当する船舶所有者及び船舶が確認できない上、申立期間③については、申立人が所有する船員手帳の船員保険関係欄にも該当する船員保険加入期間が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 4 月 3 日から 4 年 1 月 31 日まで
② 平成 4 年 8 月 1 日から 5 年 2 月 11 日まで

申立期間①にかかるA株式会社については、給与明細書は無いが社長から厚生年金保険に加入できると聞いていたので、厚生年金保険料は掛けてあると思っていた。給与から 2,000 円か 3,000 円控除されていた記憶がある。申立期間②にかかる株式会社Bは、有限会社Cを退職後の平成 4 年 8 月 1 日に入社した。給与明細書は無いが、給与から 2,000 円か 3,000 円ぐらい厚生年金保険料を控除されていた。

2事業所とも社長と話をし、厚生年金保険に加入するというので採用されたので、厚生年金保険には加入しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA株式会社に勤務していたとしているが、雇用保険の記録では平成 3 年 8 月から有限会社Cに勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社が保管する給与台帳の記録から、申立人の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、申立人は直接事業主と話をし、厚生年金保険に加入することを条件として、株式会社Bに入社したとしている。当時の事業主から詳しい事情を確認することができなかったが、数人の同僚から事情を確認したところ、申立期間において、ほとんどの従業員に試用期間があったとの回答を得た。

また、社会保険庁のオンライン記録には申立人の氏名は無く、申立期間中の健康保険証整理記号番号にも欠番が無いことから、事業主が厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書では、申立期間②に係る加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料・周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 21 日から同年 11 月 30 日まで
申立期間当時、A株式会社（現在は、B株式会社）で働いていたところ、突然、有限会社C（現在は、株式会社D）に行くように言われた。両社は経営者が同一の関連会社であり、いずれの会社でも正社員（技術職）として勤務していた。厚生年金保険に加入していた証拠となる資料も無く、また、当時厚生年金保険の保険料が給料から引かれていたかも定かでないが、両社の雇用期間に空白は無かったと記憶している。40年以上も前のことで申立期間がどちらの会社であったかも定かでないが、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立期間におけるA株式会社及び有限会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、同原票の整理番号は連番で欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間当時、A株式会社及び有限会社Cに在籍していた上司から、「両社は、資本関係や取引等の関係も無い別会社であり、申立人にA株式会社から有限会社Cに移ってもらったのは、転勤や異動ではなく、別会社への雇用であること、及び申立人がA株式会社から有限会社Cに移る際、1か月余りの間、両社には出勤していない。」との証言があった。

さらに、有限会社Cに勤務していた同僚から、「申立人が同社に雇用されていた期間は見習い期間であり、正社員ではなかった。」との証言があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。